

中間検査（特定工程）の変更 お知らせ

八尾市では、建築物の安全性確保を目的に、構造などが法令に適合しているかを工事段階でチェックする中間検査を実施していますが、建築基準法改正に伴い、次のとおり令和7年4月1日から中間検査（特定工程）の変更を行います。

1 中間検査の対象となる建築物

| 用途 | 規模 |
|-------------------------------|---|
| 住宅(兼用住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎及び下宿等を含む。) | 左欄の用途に供する床面積の合計が50m ² を超えるもの |
| 住宅以外 | 地階を除く階数が3以上のもの又は床面積の合計が300m ² を超えるもの |

2 基礎工事の特定工程

1の対象建築物のうち以下の条件に該当するもの

| 構造 | 規模 | 特定工程 |
|--------|---|--------------|
| すべての構造 | 2以上の階数又は延べ面積200m ² を超えるもの (木造の建築物のうち高さ16m以下であって、階数が2以下かつ延べ面積が300m ² 以下であるものは除く。) | 基礎に鉄筋を配置する工事 |

3 建方工事の特定工程

1の対象建築物のうち以下の構造に該当するもの

| 構造 | 特定工程 |
|-----------------------|--|
| 木造 | 屋根の小屋組の工事及び構造耐力上主要な軸組の工事 ※枠組壁工法の場合は「耐力壁の設置工事」 |
| 鉄骨造 | 2階の床版の取付け工事(平屋建ての場合は、建方工事) |
| 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造 | 2階の床及びこれを支持するはりの配筋工事(平屋建ての場合は、屋根版の配筋工事) ※当該工事を現場で施工しない場合は、2階のはり及び床版の取付け工事 |
| その他の構造 | 屋根の工事 |
| 併用構造 | 該当する構造の区分に応じた特定工程のうち、最も早期に施工する工事 (主要構造部の一部を木造とした場合については、最も遅く施工する工事) |

※当該建築物の各工事を2以上の工区に分割して施工する場合は、最も早期に施工する工区の工事を特定工程とします。ただし、当該工区が釜湯など他の工区の規模に比べて著しく小さい場合は除く。(建築基準法第7条の3第1項第1号で定められる「階数が3以上である共同住宅」の特定工程「2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事」については、工区を複数に分けたとしても、すべての工区が中間検査の対象となります。)

4 適用除外

- (1) 法第68条の11第1項の認証を受けた型式部材等(建築基準法施行令第136条の2の11第1号に掲げるものに限る。)の製造者により製造又は新築される建築物
- (2) 法第85条の規程の適用を受ける建築物